

買出人名称変更等届

令和 6年 4月 1日

盛岡市長 盛岡 一郎 様

住所及び
主たる事務所の所在地 盛岡市内丸12-2氏名又は名称
及び代表者氏名 盛岡商店
問屋 太郎

盛岡市中央卸売市場業務規程第35条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	買出人業務の廃止
変更の理由	・市場からの仕入れを取り止めることによる ・食品事業を廃止することによる
変更の年月日	令和6年4月1日
参考事項	